

厚生労働省 東京労働局発表
平成 23 年 9 月 30 日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課
	課 長 滝澤 成
	主任賃金指導官 工藤 優
	賃金指導官 高橋 幸樹 TEL 3512-1614 (直通)

東京都最低賃金は 10 月 1 日から 837 円

東京都最低賃金は東京労働局長の決定により 9 月 1 日に官報公示され、効力発生の日である 10 月 1 日から時間額 837 円となりました。

1 東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、東京労働局長が東京地方最低賃金審議会（会長 安西 愈（まさる））に対し諮問を行ったところ、8 月 5 日に 16 円引き上げて時間額 837 円に改正することが適当である旨の答申があり、これを受けて東京労働局長は所要の手続きを経て、東京都最低賃金を時間額 837 円、効力発生日を本年 10 月 1 日とする決定を行い 9 月 1 日に官報公示を行いました。

これにより、東京都最低賃金は本年 10 月 1 日より時間額 837 円となりました。

2 東京都最低賃金においては、平成 20 年に改正最低賃金法が施行された後、生活保護水準との乖離が生じておりましたが、今回の改正により、全額解消されたこととなります。

3 東京労働局では、改正後の東京都最低賃金額の周知に努めるとともに、重点的な監督指導の実施等により、その履行確保を図ることとしています。

[参考 1]

最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当

臨時に支払われる賃金

賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

[参考 2]

過去10年間の改正状況

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
引上額	5円	0円	0円	2円	4円
時間額	708円	708円	708円	710円	714円

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
引上額	5円	20円	27円	25円	30円
時間額	719円	739円	766円	791円	821円

関東各県における平成23年度地域別最低賃金改正の状況

県名	時間額	発効日(は予定)
神奈川	836円	10月1日
埼玉	759円	10月1日
千葉	748円	10月1日
茨城	692円	10月8日
栃木	700円	10月1日
群馬	690円	10月7日